



# 衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会ニュース

第166回国会

H19.3.15 Vol.30 (「衆議院憲法調査会ニュース」からの通番 Vol.122)  
発行：衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局

## 会議に付されている案件

日本国憲法の改正手続に関する法律案  
(保岡興治君外5名提出、第164回国会  
衆法第30号)

日本国憲法の改正及び国政における重要な  
問題に係る案件の発議手続及び国民投票  
に関する法律案(枝野幸男君外3名提出、  
第164回国会衆法第31号)

## 意見窓口「憲法のひろば」

日本国憲法に関する調査特別委員会では、日本  
国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関して  
広く国民の意見を聴くため、意見窓口『憲法のひ  
ろば』を設けています。

衆議院憲法調査会発足時(平成12年2月)より  
寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：3330件(3/15現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1758	封書	567
FAX	576	E-mail	429

- ・分野別内訳

国民投票法制	434	報告書	7
前文	249	天皇	134
戦争放棄	1869	権利・義務	104
国会	59	内閣	58
司法	30	財政	26
地方自治	29	改正規定	40
最高法規	29	その他	1563

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別  
内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

## 3月15日に、第2回の委員会(通算 30回目)が開かれました。

1.両案について、提案理由説明の聴取を省略するこ  
とに決しました。

2.両案について、議長に対し、公聴会開会の承認要  
求を行うことに決しました。

(開会日)平成19年3月22日(木)

公述人公募の詳細は次頁をご覧ください。

## 今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
3.22 (木)	午前 9:00	公聴会

諸般の事情により変更される可能性があります。

## 【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875  
E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp  
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1  
衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会  
「憲法のひろば」係  
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、  
電話番号を明記してください。

このニュースは、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお  
知らせするために、事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。  
正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会の公述人公募のお知らせ

平成 19 年 3 月 15 日  
衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長 中山 太郎

衆議院の日本国憲法に関する調査特別委員会は「日本国憲法の改正手続に関する法律案（第 164 回国会、保岡興治君外 5 名提出）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（第 164 回国会、枝野幸男君外 3 名提出）」につき下記の要領で公聴会を開きますから、意見をお述べになりたい方は進んでお申し出ください。

記

**1. 問題**

日本国憲法の改正手続に関する法律案（第 164 回国会、保岡興治君外 5 名提出）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（第 164 回国会、枝野幸男君外 3 名提出）について

**2. 日時**

平成 19 年 3 月 22 日（木） 午前 9 時

**3. 場所**

衆議院内

**4. 申出の方法**

東京都千代田区永田町 1-7-1(郵便番号 100-8960)衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局気付日本国憲法に関する調査特別委員長あてに、意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出てください。

なお、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業及び電話番号を明記してください。

**5. 申出の期限**

平成 19 年 3 月 19 日（月） 正午

**6. 出席者の選定通知**

申し出た方の中から委員会で選定の上、通知いたします。

**7. 旅費日当**

出席者には旅費日当を支給いたします。

なお、お問い合わせは衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局まで

電話 東京 03 (3581) 5563